

# 子ども医療費助成事業

## 町独自の医療費無料化制度です

- 【対象者】 0歳から18歳までの健康保険に加入している子どもです。
- 【助成範囲】 18歳までの子どもの入院・通院医療費を助成します。
- 【手続き】 子どもの保険証を持参し、子ども医療費受給資格認定申請書を提出してください。受給者証をお渡しします。

**注意** 受給者証を医療機関に提示しなかった場合など窓口負担が発生した際には、領収書原本・保険証・保護者の通帳を持参の上、支給申請をしてください。口座振り込みにて助成します。

※診療月の翌月から2年間申請できます。

## 障がいのある方などへの医療費助成

障がいのある方をはじめ、より医療を必要とする方の健康の保持と福祉の増進を目的とした助成です

【助成対象者と助成内容】 ※所得制限有り

区分	助成対象者	助成内容
重度心身障がい者	身体障害者手帳1・2級(※1)、3級内部疾患の方	入院・通院
	療育手帳A判定、または重度知的障がいと判定・診断された方(※2)	入院・通院
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	通院のみ
ひとり親家庭など	母子家庭または父子家庭の子ども・両親のいない子ども(※3)	入院・通院
	母子家庭または父子家庭の親	入院のみ
乳幼児	0歳から小学校入学前の子ども(重度およびひとり親に該当しない方)	入院・通院
	小学生の子ども(重度およびひとり親に該当しない方)	入院のみ

- ※1 18歳を迎えた年度末までの子どもを養育する親の一方が重度障がい(身体障害者手帳1・2級)の方は、もう一方の親と子どもがひとり親家庭等医療費助成の対象となります。
- ※2 重度知的障がいの判定・診断は下記の方が該当します。(専門医療機関発行)
  - ①「重度」と判断されIQがおおむね35以下である場合。
  - ②「重度」と判断されIQがおおむね50以下でかつ肢体不自由・盲・ろうあ障がいを有し、日常生活において介護を必要とする場合。
- ※3 18歳以上20歳未満の子どもが進学あるいは未就労により、親に扶養されている子どもとその親、または両親が死亡などの理由で両親以外に扶養されている子どもは、申請すると20歳に達した日(誕生日の前日)の属する月の末日まで対象となります。

【助成開始】申請日(乳幼児は誕生日・転入日、重度障がいは手帳交付日等制度により規定があるため詳しくは問い合わせください)

【助成方法】現物払い(医療機関での受給者証提示による)  
償還払い(役場窓口申請・口座振り込み)

本人負担	3歳以上の住民税課税世帯	1割負担 (上限月額 通院：18,000円 入院：57,600円)
	3歳未満または住民税非課税世帯	初診時一部負担金 (医科：580円 歯科：510円 柔道整復：270円) ※乳幼児は柔道整復負担金はなし